

総務省組織令の一部を改正する政令の概要

1. 概要

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、大臣官房に公文書監理官（充て職（以下同じ。））を設置するとともに、自治行政局に参事官を設置する等の改正を行う。

2. 主な改正事項

- (1) 公文書監理官の設置並びに大臣官房総務課及び政策評価広報課の所掌事務の変更（総務省組織令（以下「令」という。）第 18 条、第 22 条及び第 25 条の改正）

大臣官房に公文書監理官を設置するとともに、大臣官房政策評価広報課が所掌する情報公開及び個人情報保護に関する事務を大臣官房総務課へ移管する。

- (2) 自治行政局参事官の設置（令第 45 条、第 48 条及び第 49 条の 2 の改正）

自治行政局に参事官を設置し、地域政策課が所掌する地方自治に係る政策で地域振興に関する国際関係事務の企画立案及び地方自治に係る国際協力に関する事務をつかさどり、又は命を受けて、自治行政局の所掌する特定事項についての企画立案に参画させる。

- (3) 自治行政局行政課、住民制度課及び市町村課の所掌事務の変更（令第 46 条、第 47 条及び第 47 条の 2 の改正）

自治行政局において、行政課が所掌する地方独立行政法人に関する事務及び住民制度課が所掌する地方自治に係る政策で地域振興に関する地域的共同活動に係るもの（コミュニティ振興等）の企画立案に関する事務を市町村課に移管する。

- (4) 統計局統計作成支援課等の所掌事務及び名称の変更（令第 110 条、112 条及び 113 条の改正）

統計局統計作成支援課及び統計利用推進課の所掌事務を変更するとともに、統計作成支援課の名称を事業所情報管理課に、統計利用推進課の名称を統計情報利用推進課に変更する。

※ その他、行政評価局の所掌事務について、所要の規定の整理を行う。

3. スケジュール（予定）

閣 議：平成 31 年 3 月 19 日（火）

施行期日：平成 31 年 4 月 1 日（ただし、(2) の施行は平成 31 年 7 月 1 日）